

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する

不当廉売関税に関する政令要綱

1. 大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第8条第1項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとする。
 - (1) 不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第1条関係）
 - (2) 不当廉売関税の税率を定める。（第2条関係）
 - (3) 溶融亜鉛めっき鉄線を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第3条関係）
 - (4) 不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第4条関係）
 - (5) 不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第5条関係）
 - (6) その他所要の規定の整備を行うこととする。（附則関係）
2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。